

佐賀県告示第 155 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務を平成 30 年 4 月 1 日から次のとおり委託する。

なお、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務の委託（平成 27 年佐賀県告示第 192 号）は、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 30 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市及び三養基郡基山町に存する県営住宅及び駐車場の使用に係る収納の事務

(1) 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社マベック

代表者の氏名 代表取締役 坂田 辰雄

主たる事務所の所在地 佐賀市新中町 11 番 18 号

(2) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

ア 佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市及び三養基郡基山町に存する県営住宅の使用料

イ 佐賀市に存する県営住宅の駐車場の使用料

(3) 使用料の収納場所

ア 県営住宅佐賀管理室 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号

イ 県営住宅鳥栖管理室 鳥栖市元町 1234 番地 1

2 唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、西松浦郡有田町及び杵島郡大町町に存する県営住宅及び駐車場の使用料に係る収納の事務

(1) 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 川原建設株式会社

代表者の氏名 代表取締役 川原 丈司

主たる事務所の所在地 伊万里市二里町八谷搦 115 番 10 号

(2) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

ア 唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、西松浦郡有田町及び杵島郡大町
町に存する県営住宅の使用料

イ 唐津市に存する県営住宅の駐車場の使用料

(3) 使用料の収納場所

ア 県営住宅唐津管理室 唐津市二夕子三丁目 1 番 5 号

イ 県営住宅伊万里管理室 伊万里市新天町 122 番地 4

ウ 県営住宅武雄管理室 武雄市武雄町大字昭和 265 番地